

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

平成30年1月11日開会

熊本県南小国町

平成29年度南小国町農業委員会1月総会

1. 開催日時 平成30年1月11日(月)午前10時00分から午前10時25分

2. 開催場所 南小国町役場 議場にて

3. 出席委員 (8人)

1番 杉 安 申 歳 委員	2番 佐 藤 省 市 委員
4番 下 城 孔志郎 委員	5番 佐 藤 竹 良 委員
6番 村 上 文 秋 委員	7番 河 津 篤 委員
8番 北 里 丈 夫 委員	9番 穴 井 堅 委員

4. 欠席委員 (2人)

3番 松 崎 久美子 委員
10番 武 田 時 吉 委員

5. 会議録署名委員の指名 (4番委員、5番委員)

6. 議案第 24 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議案第 25 号 入会林野整備計画に関する意見書について

8. 議案第 号 その他

9. 職務のため議場に出席した事務職員(3名)

事務局長 本田 圭一郎
事務局職員 佐藤 亮
農林課 嘱託 家入 節子

○会長

改めておはようございます。

新年あけましておめでとうございます。今年一年間またよろしくお願いたします。

それでは1月の総会をただ今から開催したいと思います。

本日は欠席が、3番の松崎さんと10番の武田さんが欠席となっております。総会のほうは過半数に達しておりますので成立していることを報告いたします。

それでは日程第1の会議録署名委員の指名をしたいと思います。

4番 下城孔志郎委員、5番 佐藤竹良委員にお願いしたいと思います。

議案第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

続きまして日程第2「議案第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは1ページ目をお願いいたします。

【議案第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について詳細に説明】

2ページをお願いいたします。

今回の受付申請案件は1件でございます。

賃貸人 (〇〇〇) 〇〇〇〇〇氏。借借人 (〇〇)(〇)〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏。申請物件としまして、大字満願寺字白川6123。台帳・現況共に田。面積3,695㎡。双方の合意による解約ということで、合意解約日が平成29年12月18日。土地引渡期限が平成29年12月31日となっております。

以上です。

○会長

はい。ただいま事務局から議案について説明がございましたけれども、質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

ないというようなご意見でありますので、採決に移らせていただきます。

農地法第18条第6項の規定による通知について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、この報告書のとおりすることといたします。

議案第25号 入会林野整備計画に関する意見書について

続きまして日程第3。「議案第25号 入会林野整備計画に関する意見書について」上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

続きまして3ページをお願いいたします。

【議案第25号 入会林野整備計画に関する意見書について詳細に説明】

続きまして4ページをお願いいたします。

入会林野整備計画に関する意見書

1. 入会林野整備計画認可申請書提出者 ○○○入会林野整備組合長 外○○名。代表者住所 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地○。代表者氏名 ○○○○。2. 所有権取得者 別紙1のとおり。3. 入会林野整備の対象とする土地に関する事項 別紙2のとおり(農地法第2条第1項の対象外の場合は○を記載)上記について、農地法第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地が、農地法第3条第2項各号に該当しないことを認める。

平成30年1月11日 南小国町農業委員会 会長 村上文秋。

続きまして5ページをお願いいたします。

先ほどの4ページに記載しております、2. 所有権取得者 別紙1のとおりが、5ページに記載されております。○○○○氏外○○名。のとおりでございます。

続きましてページが6ページから11ページまでが、今回の入会整備計画に関する意見書に対しての一覧表になっており、先ほど申しました一番右側の段に農地法第2条第1項該当の有無ということで、該当しないものに○を付けております。つまり中に、公衆用道路とか宅地、そういったものがございまして。そういったものは入会整備のほうから除外されるという前提として今回は農業委員会の方には意見書は求めない。ということになっております。

事務局からは以上です。

○会長

事務局長の方はちょっとこの内容に関係することがありますので退席をお願いいたします。

〈事務局長退席する〉

他に補足説明は事務局からはありませんか。

(事務局手をあげる)

はい。事務局お願いします。

○事務局

はい。事務局のほうから補足説明をさせていただきます。

この入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律とは、既存の入会権を消滅させ所有権に置き換えることで、土地の所有者を明確にし、売買等積極的な土地利用を促し、農林業を発展させることを目的に制定されたものです。

しかし入会林野整備事業は、あくまでも農林業振興のための事業であるため、今回のように新しく所有権を有する方が農地法第3条第2項各号に規定

されている下限面積等に該当しないかを別途判断する必要があります。

これらを踏まえて、南小国町に提出された下の道入会林野整備計画について農業委員会の意見を求められているところですので、皆様のご審議をお願いしたいと思います。

当該組合は関係者数〇〇名、筆数97筆、総面積1,439,212㎡で、うち農地に関する部分が94筆1,414,409㎡であります。各入会権者の経営面積は5ページをご覧ください。5ページの備考欄に記載しております面積が各経営者の経営面積となっております。

なお、カッコ書きの部分はですね貸借等をしているところになりますのでカッコ書きをさせていただいております。

利用内容としてはですね、主に採草放牧地としての計画となっております。経営規模及び経営内容を勘案しましても農地法第3第2項各号には該当しないものと思われま。

以上補足説明を終わります。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がありましたとおりですけれども、この件について質問ございませんでしょうか。

(9番委員手をあげる。)

はい。9番委員。

○9番委員

お尋ねいたします。

この中で宅地というのがありますが、この宅地というのはどういう形での宅地でしょうか。お尋ねいたします。

○会長

はい。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。ご説明いたします。

事前にお配りしております位置図をご覧ください。位置図のですね左上のほうに採草基地とございますけれども、こちらがその宅地に該当するところでございます。

以上です。

(9番委員手をあげる。)

○会長

はい。9番委員。

○9番委員

内容は倉庫とか機械倉庫とかそういったものの建物でしょうか。

○会長

はい。事務局説明をお願いします。

○事務局

はい。事務所兼ねた倉庫となっております。

○9番委員

はい。わかりました。

○会長

他に質問ございませんでしょうか。

(7番委員手をあげる)

はい。7番河津委員。

○7番委員

この整備計画に関して採草が目的ということでございますけど、これは中山間事業の中でも生きているわけですよ。当然。原野の部分で。

- 会長
- 事務局

事務局どうぞ。

はい。原野の部分で中山間に入っております。

ちょっと事務局から追加で補足説明をさせていただきます。

位置図のほうでですね、全体の位置図としまして、放牧とですね採草地とあと地図の左下のほうにですね山林がございまして、こちらも今回の審議から外しているところでございます。

以上です。

申し訳ございません。白抜きの部分でですね、中に○保と書いてありますところが保安林になっております。こちらも申請の内容からは外れております。

以上です。

- 会長
- 7番委員

はい。7番河津委員。よろしいですか。今の質問。

はい。

(4番委員手をあげる)

- 会長
- 4番委員

はい。4番下城委員

この色分けの具体的に、放というのは放牧地という。濃い緑色というのは何地になる。これが採草地。

- 会長
- 事務局

事務局どうぞ。

濃い緑が採草地になっております。

先ほどですね読み上げさせていただきました農地法第2条第1項というのが、農地及び採草放牧地となっております、それに該当するものはですね先ほどの○がついていない部分ですね、が今回の農業委員会で審議すべき対象筆となっております。○がついている部分については宅地、山林、公衆用道路となっておりますので、そちらはそもそも農地ではありませんので、今回の審議からは外させていただいているというところになります。

以上です。

(9番委員手をあげる。)

- 会長
- 9番委員

はい。9番穴井委員。

はい。5ページの共有地、それから共有者名簿とかの部分で、備考のところに面積が書いてありますが、この面積はどういった意味の面積でございませうでしょうか。

- 会長
- 事務局

事務局説明をお願いします。

はい。こちらはですね農地台帳に登録されている各個人ごとの経営面積になっておりまして、そちらの面積でございまして。

- 9番委員
- 会長

はい。わかりました。

他にございませうでしょうか。

当初事務局から説明がありましたように、農地をですね更に利用し増収するために整備計画があるものです。それに農業委員会の意見書を付けないと

いけなくなっておりますので、今回審議しているような状況でございます。

他に質問ございませんでしょうか。

(7番委員手をあげる)

7番。河津委員。

○7番委員

この地域の方からの払い下げとか、そういう話はあったんでしょうか。入会原野について。

○会長

はい。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

はい。払い下げ等の財産関係につきましては、農業委員会の審議案件ではございませんで、その処分についてはですね、町と牧野組合とで協議いただくところとなっております。農業委員会の総会としましては、今回の議案の内容がですね農地法に該当するかどうかというところが協議事項となっておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

他に質問ございませんでしょうか。

他にございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなご意見でございますので、議案第25号の入会林野整備計画に関する意見書について採決をしたいと思っております。

この意見書を承認する方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので事業計画に関する意見書のとおり承認することといたします。

事務局長議場へお戻りください。

それでは案件が終わりましたけれども、その他ということですけど何かございませんでしょうか。

ないようでしたら本日の総会はこれで終わりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成30年1月11日

南小国町農業委員会会長

署名委員 4番委員

署名委員 5番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚